

千葉商科大学任期制教員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）第5条の規定に基づき、千葉商科大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する専任教育職員（以下「任期制教員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期制教員を任用する組織等)

第2条 任期制教員の所属、職位、任期、再任等に関する事項については、別表に定める。

(規程の公表)

第3条 この規程は、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(事務手続き)

第4条 この規程の事務は人事課が行う。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得なければならない。

付 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

付 則（2021年9月8日改正）

この規程は、2021年9月8日から施行する。

付 則（2022年10月5日改正）

この規程は、2022年10月5日から施行する。

<別表>

所属	職位	任期	再任の可否	学内関連規程
基盤教育機構	助教	5年	不可	千葉商科大学基盤教育機構任期制助教の任用に関する規程
国際教養学部	助教	1年	可（上限3回まで更新可能）	千葉商科大学国際教養学部任期制助教の任用に関する規程
会計ファイナンス研究科	教授	1年	可（上限3回まで更新可能）	千葉商科大学専門職大学院会計ファイナンス研究科任期制教授の任用に関する規程